

### 第3問

経済産業大臣の許可が必要な貨物であったにもかかわらず、法令の解釈を誤って輸出者が許可を得ないで輸出した場合は、罪に問われない。

### 第4問

不拡散型輸出管理では、大量破壊兵器等の拡散防止の観点から問題のある輸出を規制することを目的としているので、輸出令別表第3の地域（ホワイト国）以外の地域への輸出についてのみチェックすればよい。

### 第5問

リスト規制該当技術を特定国の非居住者へ提供する場合の経済産業大臣による許可は、技術取引許可という。



### 解答3

【正解】 ×

【解説】 法令の解釈を誤ったことをもって、法律の適用を免れることはできない。

(参考：刑法8条・刑法38条 法律を知らなかったとしても、そのことによって、罪を犯す意思がなかったとすることはできない。「1. 概論」の解答16の解説を参照のこと。) (2-LT-4)

### 解答4

【正解】 ×

【解説】 「不拡散型輸出管理」は、**特定の地域、国を対象として禁輸措置を講ずるものではなく、あらゆる国について懸念のある用途に向けた輸出でないことを見極めることをその基本としている。**例えば、特別一般包括輸出許可の対象であるリスト規制品を輸出令別表第3の地域（ホワイト国）向けに輸出する場合であっても、核兵器等の開発等に用いられるおそれがあるときは、当該許可が失効する場合がある。(2-T-2改)

### 解答5

【正解】 ×

【解説】 リスト規制該当技術を特定国の非居住者へ提供する場合の経済産業大臣による許可は、役務（えきむ）取引許可という。なお、外為法第25条では、役務取引・特定記録媒体等輸出等などの規制の根拠を定めている。(2-T-3改)

#### 第4問

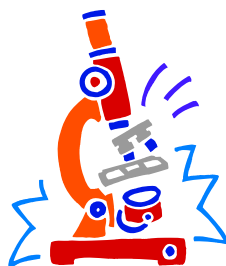
リスト規制該当貨物の輸出であっても、その用途が学校教育用や学術研究用の場合は、輸出許可が不要である。

#### 第5問

輸出令別表第4に掲げる地域は、イラン、イラク、北朝鮮である。

#### 第6問

役務取引においても貨物と同様に「少額特例」があり、一定額以下の場合はたとえリスト規制該当技術であっても許可は不要である。



#### 解答4

【正解】 ×

【解説】 特例を定める**輸出令第4条**には、リスト規制該当貨物の輸出では、その**用途が学校教育用や学術研究用の場合、輸出許可を不要とする規定はない**。

なお、技術の提供では、**貿易外省令第9条第2項**にて、**学会などでの発表用の原稿や、基礎科学分野の研究活動にて提供される技術は許可の申請が不要**となっているので、貨物の輸出の場合と混同してはならない。(2-L T-13)

#### 解答5

【正解】 ○

【解説】 現在、これら3カ国が輸出令**別表第4の地域**とよばれている。いわゆる**懸念3カ国**である。たとえば、輸出令別表第3の2(国連武器禁輸国)又は別表第4に掲げる地域を経由又は仕向地とする場合は、特別一般包括輸出許可を適用することはできない。(2-L T-14)

#### 解答6

【正解】 ×

【解説】 貨物の「**少額特例**」は**輸出令第4条**に定められているが、役務取引の特例である貿易外省令第9条には、このような少額特例の規定がないので注意を要する。(2-L T-15)

## 第51問

輸出令別表第1の5の項から13の項または15の項に該当する貨物を輸出令別表第4に掲げる地域に輸出する場合は、総価額が5万円以下、それ以外の地域に輸出する場合は、総価額が100万円以下であれば、少額特例が適用できる。

## 解答51

【正解】 ×

【解説】 輸出令別表第4に掲げる地域に輸出する場合、少額特例は適用できない。

(参考)

| 輸出令別表第1の項番 |           | 輸出令別表第4の地域以外 | 輸出令別表第4の地域 |
|------------|-----------|--------------|------------|
| 1の項        |           | ×            | ×          |
| 2～4の項      |           | ×            |            |
| 5～13の項     | 告示貨物（※注1） | 5万円以下        |            |
|            | 告示貨物以外    | 100万円以下      |            |
| 14の項       |           | ×            |            |
| 15の項（※注2）  |           | 5万円以下        |            |
| 16の項       |           | ×            |            |

※注1：告示貨物とは、輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が告示で定める貨物をいう。

※注2：輸出令別表第1の15の項は、輸出令別表第3の3で規定されている。

（輸出令別表第3の3参照。）

（8－21）

### 第3問

貨物の輸出許可が必要な場合でも、緊急な場合に限り、輸出申告の際、税関長に申し出ることにより、輸出許可証の提出は輸出後3ヶ月以内でよい。

### 第4問

個別輸出許可を申請するとき、当該輸出に係る取引契約書、又は注文書等が必要である。

### 第5問

個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地に関係なく、特別一般包括輸出許可の申請先と全く同じである。



### 解答3

【正解】 ×

【解説】 このような例外規定はない。

(参考) 他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるもの(以下この項において「許可、承認等」という。)を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に対して証明しなければならない。(関税法第70条) (2-L T-25)

### 解答4

【正解】 ○

【解説】 輸出許可申請時には、**輸出に至った経緯がわかる契約書等が必要**である。**注文書等**でもよい。(運用通達の1-1の(2)の(ハ)の(b)参照。)(2-T-17)

### 解答5

【正解】 ×

【解説】 **個別輸出許可の申請先は、貨物の種類、仕向地により、運用通達の別表第1の輸出許可等事務の取扱区分で分けられており、特別一般包括輸出許可の申請先(各経済産業局、各通商事務所、沖縄総合事務局)とは、必ずしも一致しない。**  
(3-14)

## 第6問

個別輸出許可も個別役務取引許可も有効期間は6ヶ月であるが、経済産業大臣によって、特に必要があると認められる場合は6ヶ月を超す有効期間も認められる。

## 第7問

輸出許可申請書に記載の経由地とは、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所をいう。

## 第8問

特別一般包括輸出許可で輸出できる規制対象貨物は、輸出令別表第1の中欄に掲げられているすべての規制対象貨物ではない。

## 解答6

【正解】 ○

【解説】 **個別輸出許可の有効期間**は、輸出令第8条第1項により、「法第48条第1項の規定による許可及び第2条第1項の規定による承認の有効期間は、その許可又は承認をした日から**6月**」とされている。さらに、同法第2項で、「経済産業大臣は、**特に必要があると認めるときは、前項に規定する許可又は承認について、同項の期間と異なる有効期間を定め、又はその有効期間を延長することができる。**」としている。また、個別役務取引許可の有効期間についても、「貿易関係貿易外取引等に関する省令」第2条第1項及び第2項に同様の規定がある。（3－17）

## 解答7

【正解】 ○

【解説】 運用通達の別表第3の1－4－2において、**経由地**とは「**貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所**」とされている。（3－20）

## 解答8

【正解】 ○

【解説】 包括許可取扱要領のⅠの2（3）①で規定されているように、例えば、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物は、**特別一般包括輸出許可を適用することができない。**（4－1改）

## 第9問

特別一般包括輸出許可を使用して、特別一般包括輸出許可の適用可能なリスト規制該当貨物をカナダに輸出する場合は、用途や需要者の確認は不要である。



## 解答9

【正解】 ×

【解説】 包括許可取扱要領の（別表１）の「特別一般包括輸出許可の条件」の（７）の（表１）に定められているように、輸出令別表第３に掲げる地域（ホワイト国）であるカナダ向けの輸出であっても、次に掲げるとおり、その輸出に対する特別一般包括輸出許可が失効したり、経済産業大臣への事前の届出や事後の報告が必要となる場合があるので、用途や需要者の確認が必ず必要である。

（表１）

|               | 用途                   | 核兵器等の開発等      | その他の軍事用途  |
|---------------|----------------------|---------------|-----------|
|               | 仕向地                  |               |           |
| 用いられる場合       | <b>輸出令別表第３に掲げる地域</b> | <b>失効</b>     | <b>報告</b> |
|               | 上記以外                 | 失効            | 失効        |
| 用いられるおそれがある場合 | <b>輸出令別表第３に掲げる地域</b> | <b>失効（注２）</b> |           |
|               | 上記以外                 | 失効            |           |
| 用いられる疑いがある場合  | <b>輸出令別表第３に掲げる地域</b> | <b>届出</b>     | <b>報告</b> |
|               | 上記以外                 |               | 届出        |

（注１）表中、「失効」は、当該輸出について包括許可が失効するもの。また、「届出」は、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要なもの。「報告」は、当該輸出を行った後に当該輸出の内容について経済産業大臣に報告を行うことが必要なもの。

（注２）核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときに限り、失効する。

## 第10問

輸出許可又は役務取引許可の申請は、株式会社の場合、代表取締役社長以外の者に委任したり、代理人に依頼することは認められていない。

## 第11問

横浜にある甲電機は、ベトナム向けに特別一般包括輸出許可を適用可能なリスト規制該当貨物を輸出するにあたり、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので、経済産業省へ届け出た。その後、経済産業省から当該輸出について異議がない旨の連絡があった場合、甲電機は、特別一般包括輸出許可を適用して、当該貨物を輸出できる。



## 解答10

【正解】 ×

【解説】 法人の輸出許可又は役務取引許可の申請については、役務通達の別紙3で規定されている。**法人の場合、輸出許可申請及び役務取引許可申請の際の記名押印又は署名の当事者は、代表権者又は代表権を委任された者とされている。**また、運用通達の別表第3の1-1の(2)で代理申請について規定されている。(4-6)

## 解答11

【正解】 ○

【解説】 包括許可取扱要領の(別表1)「特別一般包括輸出許可の条件」の(8)にあるように、**届出を行った場合は、当該届出が受理された日から14日間は特別一般包括輸出許可証を用いて当該貨物を輸出することはできないが、14日間経過する前に経済産業省から当該輸出について異議がない旨連絡を受けた場合には、その時点から輸出ができる。**(4-16改)

## 第12問

輸出貿易管理令（輸出令）は、経済産業省令の一つである。

## 第13問

輸出する貨物が「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」は、特別一般包括輸出許可は無条件に失効する。



## 解答12

【正解】 ×

【解説】 **輸出令**は、外為法第26条、第48条、第49条、第67条、第69条及び附則第4項の規定に基づき、**内閣が定める政令**（憲法73条6号）である。**規制される貨物や技術等は国際情勢や国際的な取り決め等により、たびたび変更**されることから、改正には国会での承認が必要な**法律で規定するよりも、内閣の命令である政令の方が機動的に対応**できるため、法律（外為法）により政令（輸出令）という形で内閣に委任されている。経済産業省令は、法律や政令に基づいて定められる法令である。（5－9）

## 解答13

【正解】 ×

【解説】 包括許可取扱要領によれば、特別一般包括輸出許可及び一般包括輸出許可は、輸出する貨物が「核兵器等の開発等」に「用いられる疑いがある場合」は、「用いられる場合」又は「用いられるおそれがある場合」と異なり、無条件に失効するわけではなく、当該輸出に先立ち経済産業大臣に届け出ることが必要とされている。（5－16改）

## 第15問

特別一般包括許可の更新を行おうとする者は、更新しようとする特別一般包括許可の有効期限の3ヶ月前の日以前から申請を行うことができる。

## 第16問

輸出許可、役務取引許可の申請は、貨物・役務の種類、仕向地・提供地により、経済産業省安全保障貿易審査課又は経済産業局（通商事務所を含む。）又は、沖縄総合事務局の商品輸出担当課へ行う。

## 解答15

【正解】 ○

【解説】 特別一般包括許可の更新については、包括許可取扱要領のⅠの6（2）「更新申請の時期」で、「**有効期限の3月前の日以前に**」申請を行うことができると定められている。**特別一般包括許可は取得すると、通常、3年間有効で、便利であるものの、適用可能貨物・技術の可否等の判断間違い・紛失・期限切れ等の危険もあるので、使用に際しては、必ず関係法令を確認し、内部にチェック記録を残すようにするとよい。**（8－14改）

## 解答16

【正解】 ○

【解説】 運用通達の1－1の（1）の「輸出許可事務の取扱い」及び役務通達の2の（1）の「根拠法令及び事務の取扱い」で、許可申請について、明確に規定されている。なお、運用通達や役務通達でいう「商品輸出担当課」という用語の意味は、経済産業局等に輸出許可と役務取引許可を担当するセクションがあることを示す総称であって、例えば、現在の沖縄総合事務局経済産業部商務通商課は、この「商品輸出担当課」に含まれる。通達は、本来、各省庁の上級機関が、その所掌事務について、所管の職員に対し、事務手続や法令解釈等を示す命令・示達（国家行政組織法）であることから、このような総称が用いられている。（8－12）

### 第17問

輸出許可の具体的な申請先や具体的に必要な書類は、役務通達で規定されている。

### 第18問

個別の輸出許可には有効期間があり、有効期間の延長は認められていない。

### 第19問

輸出令別表第4に掲げる地域以外でも、特別一般包括許可が全く適用できない地域がある。

解答17

【正解】 ×

【解説】 **輸出許可の具体的な申請先や具体的に必要な書類は、運用通達で規定されている。役務通達は、役務取引の具体的な申請先や具体的に必要な書類を規定している。(8-14)**

解答18

【正解】 ×

【解説】 **個別の輸出許可の有効期間は、原則、6ヶ月であり、必要に応じて、延長も認められている。必要な書類は、運用通達に規定がある。(9-8改)**

解答19

【正解】 ○

【解説】 特別一般包括許可の範囲は、包括許可取扱要領のⅠの2(3)で規定されており、**輸出令別表第4に掲げる地域以外でもアフガニスタンやリビア等の国連武器禁輸国は特別一般包括許可が適用できない。(10-10改)**

### 第3問

企業の安全保障輸出管理における「取引審査」は、該非判定の確認、需要者の確認、用途の確認及びこれらを総合的に勘案した取引の可否を決定するプロセスをいう。

### 第4問

自主管理のための需要者・用途の確認として、引き合いの段階で製品等について過度の秘密保持の要求があるなど不自然な取引条件がないかを確認することが望ましい。



### 解答3

【正解】 ○

【解説】 大臣通達では、「**該非判定、顧客審査及びこれらを総合的に勘案した取引審査についての手続きを明確に規定し実施すること。特に、取引の実状に即した最終顧客及び用途の確認**を実施できるようにすること。」としている。（2－LT－22）

### 解答4

【正解】 ○

【解説】 たとえば、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（キャッチオール規制通達）の1（6）の「輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン」においても「最終仕向地、製品等についての過度の秘密保持の要求がないこと。「その他、取引の慣行上当然明らかにすべき事項に関する質問に対して**需要者からの明確な説明がないこと等、取引上の不審点がないこと。**」とし注意喚起をしている。（2－LT－23改）

### 第5問

国内販売であっても、国内の販売先が輸出することが明らかである場合は、適切な社内輸出管理を行うことが重要である。

### 第6問

企業の安全保障輸出管理においては、1つの部門の中でも個人に頼らない多段階のチェック体制にしておくことが重要である。

### 第7問

キャッチオール規制における需要者の確認は、取引先企業が複数事業所で構成されている場合、取引先の事業所単位で行えばよい。



解答5

【正解】 ○

【解説】 国内販売されたものがそのまま、あるいは他社の製品や技術と組み合わされて輸出される場合、国内の販売先等が輸出者となるため、**事前に輸出の意図を知り得なかった場合においては、販売元の企業は外為法上の規制を受けない。**しかし、規制されている自社の製品や技術が他社により法令に定められた手続をとらずに輸出され、輸出先で大量破壊兵器等の開発等に利用されたりした場合、たとえ法律上の責任はなくても、企業として社会的・道義的責任を問われ、事業への悪影響を被るおそれがある。また、経済産業省から平成15年5月に、**国内販売であっても、その後輸出されることが明らかな場合は、慎重に対応**することを求めた通達（「大量破壊兵器等関連貨物の迂回輸出について」）が発行されている。（2-T-20）

解答6

【正解】 ○

【解説】 **企業のコンプライアンス**においては、輸出管理に限らず**多段階のチェック体制が基本**である。一つの部門の中でも複数によるチェックを行い、必要により営業部門に対して第三者的なセクションが取引チェックを行う。（2-T-21）

解答7

【正解】 ×

【解説】 **キャッチオール規制における需要者の確認**は、輸出先が企業の場合は、**法人単位**で行う。輸出先が政府機関にあつては**行政機関単位**で行う。「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（キャッチオール規制通達）の6（A）（3）及び（B）（3）。（2-T-22改）

## 第12問

マカオにある農産物の輸入商社から、遠心分離器のローターに使うアルミニウム管の注文があった。リスト規制に該当する仕様のものではないので、直ちに輸出してよい。

## 第13問

メーカーが国内の商社経由で輸出を行う場合、輸出者である商社は、貿易に精通しているので、すべて一任することが、企業の輸出管理上、最も望ましいとされている。

## 第14問

特別一般包括許可申請にあたり、既に輸出管理内部規程（コンプライアンス・プログラム（C P））を整備している申請者であっても、その実施に関する書類を提出する必要がある。

## 解答12

【正解】 ×

【解説】 マカオにある農産物の輸入商社から核濃縮にも使用できる遠心分離器のローターに使うアルミニウム管の注文をうけている点で、非常に不自然な取引である。**核兵器等開発等省令や明らかなガイドライン等をチェックし、必要に応じて、経済産業省への相談等**も検討する必要がある。したがって、直ちに輸出することは輸出管理上適切でない。(4-5)

## 解答13

【正解】 ×

【解説】 一般的には、商社は貿易手続きについて精通しているものの、本問のように**国内販売であっても輸出されることが明らかな場合には、直接輸出する場合と同様な審査等が必要**とされている。(4-17)

## 解答14

【正解】 ○

【解説】 包括許可取扱要領のⅠの2(4)(ハ)(5-15改)

### 第15問

監査部門は、輸出管理監査実施後、法的に問題のあった場合のみ最高責任者に報告すればよく、法的に問題のない場合は、わざわざ報告する必要はない。なお、最高責任者から聞かれた場合は、速やかに報告できる体制にしておけばよい。

### 第16問

企業の安全保障輸出管理における社内教育の対象には、社員（管理職を含む。）のみならず役員も含まれる。

### 第17問

輸出管理の効率化も大切なので、取引審査において、経理部門による信用（クレジット）審査をパスした顧客は用途審査は省いてよい。

## 解答15

【正解】 ×

【解説】 監査部門は、**定期的に輸出管理の監査を実施し、法的問題のあるなしに関わらず、最高責任者にその結果を報告**する必要がある。輸出管理上の最高責任者から質問や指示等があれば、常に対応できる体制が望ましい。（５－２０）

## 解答16

【正解】 ○

【解説】 企業の安全保障輸出管理における**社内教育**の対象には、**社員（管理職を含む。）のみならず役員**も含まれる。輸出管理の担当取締役を含め取締役には、会社法上も善管注意義務・忠実義務等の責任を負っているため、適宜研修等を行うのが望ましい。（５－２１）

## 解答17

【正解】 ×

【解説】 輸出管理上の取引審査と経理部門の信用（クレジット）審査は、同じ取引審査でも全く性質の異なるものである。たとえば「**明らかガイドライン**」の⑬（「**当該貨物等の支払対価・条件・方法などにおいて異常に好意的な提示がなされていないこと。**」）にもあるように、好条件の支払いは、信用（クレジット）審査では、良い評価とされるが、**輸出管理上の取引審査では、疑われる要素の一つ**である。したがって、経理部門による信用（クレジット）審査をパスした顧客だからといって、輸出管理上の用途審査を省いてよいわけではない。（５－２２改）